

2026 年度大阪大学大学院  
法学研究科博士前期課程入学試験  
知的財産法プログラム

# 筆記試験

## 専門科目試験問題

注意事項：答案用紙に、受験番号、受験科目名、解答番号（問1、問2など）  
を必ず記入してください。なお、氏名は記入してはいけません。

※問題冊子に落丁・乱丁や文字のかすれなどがあれば、試験監督者に直ちに  
申し出てください。

## <訂正>知的財産法プログラム

### 2(8) 問題訂正(下線)

#### 【訂正前】

(8)他人の登録商標に類似する商標を使用する行為は、使用者が当該登録意匠を知らない場合であっても、商標権侵害となる。

#### 【訂正後】

(8)他人の登録商標に類似する商標を使用する行為は、使用者が当該登録商標を知らない場合であっても、商標権侵害となる。



## 2026年度法学研究科博士前期課程入学試験問題

科目：知的財産法

1. 特許法における職務発明制度と著作権法における職務著作制度を比較し、両者の共通点と差異点について述べよ。
2. 以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。
  - (1) コンピュータ・プログラムは無体物であるので、物の発明となることはない。
  - (2) 特許出願人が、出願前に、出願に係る発明の実施品を販売しても、特許を受けることができる場合がある。
  - (3) 特許出願の審査は、出願日から3年以内に審査請求が行われなければ、自動的に開始する。
  - (4) 工業製品のデザインは、デザイナーが創意工夫を凝らして創作したものである場合は、美術の著作物として保護される。
  - (5) 映画の著作物の著作者が映画製作者に対しその映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、その映画の著作物の著作権及び著作者人格権は、映画製作者に帰属する。
  - (6) 著作者の死後は、著作者人格権は消滅するため、著作者が生存しているとすれば著作者人格権侵害となるべき行為であっても、自由に行うことができる。
  - (7) 他人の登録意匠に類似する意匠を実施する行為であっても、実施者がその実施する意匠を独自に創作した場合には、意匠権侵害とならない。
  - (8) 他人の登録商標に類似する商標を使用する行為は、使用者が当該登録意匠を知らない場合であっても、商標権侵害となる。

以上